奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第二号

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立自然公園条例施行規則（昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十条」に、「第十二条―第二十条」を「第十一条―第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第一条中「第十七条」を「第二十四条」に改める。

第三条から第十条までを次のように改める。

（公園事業の執行の同意又は認可）

第三条　条例第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

（公園事業の執行の同意又は認可の申請）

第四条　条例第八条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

二　第二条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三　工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2　条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、市町村等が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一　個人にあつては、住民票の写し

二　法人にあつては、登記事項証明書

三　公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四　公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写

真

五　公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六　法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七　公園施設の管理又は経営に要する経費についての収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

八　事業資金を調達することができることを証する書類

九　工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十　工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一　公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二　公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第五条　条例第八条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　条例第八条第四項第一号に掲げる事項

二　公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三　公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四　公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五　第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）

第六条　条例第八条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次に掲げる事項

を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更しようとする年月日

四　変更を必要とする理由

五　工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

２　条例第八条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第七条　条例第八条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更した年月日

四　変更を必要とする理由

（承継の同意又は承認の申請）

第八条　条例第十条第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三　公園施設の種類

四　合併し、又は分割した年月日

五　合併し、又は分割した理由

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二　第四条第二項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三　合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3　条例第十条第二項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二　被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

三　公園施設の種類

4　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　第四条第二項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二　被相続人との続柄を証する書類

三　相続人が二人以上ある場合にあつては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（公園事業の休廃止の届出）

第九条　条例第十一条の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　公園施設の種類

三　休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法

四　廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2　前項の届出書には、第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

（同意又は認可の失効の届出）

第十条　条例第十二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　公園施設の種類

三　失効した年月日

四　失効した理由

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　第四条第二項第三号及び第四号に掲げる書類

二　他の法令又は条例の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

第十一条を削り、第三章中第十二条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十三条第二項第一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条第一項中「第十条第三項第一号」を「第十七条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第十条第三項第一号」を「第十七条第三項第一号」に、「、昭和五十年四月一日」を「その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、同条第三項から第八項までの規定中「第十条第三項第一号」を「第十七条第三項第一号」に改め、同条第九項中「第十条第三項第一号」を「第十七条第三項第一号」に改め、同項第七号イ中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第十条第三項第一号」を「第十七条第三項第一号」に改め、同条第十三項中「第十条第三項第一号」を「第十七条第三項第一号」に、「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第十四条第十三項第二号中オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア　当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

第十四条第十四項中「第十条第三項第二号」を「第十七条第三項第二号」に改め、同条第二十六項中「第十条第三項各号」を「第十七条第三項各号」に改め、同項第三号中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第十条第三項各号」を「第十七条第三項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「第十条第三項第十二号及び第十三号」を「第十七条第三項

第十五号及び第十六号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第十条第三項第十一号」を「第十七条第三項第十四号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「第十条第三項第九号及び第十号」を「第十七条第三項第十号及び第十二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24　条例第十七条第三項第十一号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかに該当するものであることとする。

一　前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。

二　災害復旧のために行われるものであること。

25　条例第十七条第三項第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十三項第一号の規定の例によるほか、条例第十七条第三項第十三号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第十四条第二十一項中「第十条第三項第八号」を「第十七条第三項第九号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十条第三項第七号」を「第十七条第三項第八号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十条第三項第六号」を「第十七条第三項第七号」に改め、同項第二号中「（昭和四十五年法律第百三十七号）」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十条第三項第五号」を「第十七条第三項第六号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十条第三項第四号」を「第十七条第三項第五号」に改め、同項第三号中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第十条第三項第三号」を「第十七条第三項第四号」に改め、同項第一号中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十条第三項第三号」を「第十七条第三項第四号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15　条例第十七条第三項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一　申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二　当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第十四条を第十三条とする。

第十五条第一項中「第十条第五項から第七項まで」を「第十七条第五項から第七項まで」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十五条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十二条第二項各号」に、「第十条第六項」を「第十七条第六項」に、「第十三条第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「第十条第八項第二号」を「第十七条第八項第二号」に改め、同条第六号中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条第十三号中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条中第七十六号を第百四号とし、第七十五号を第百三号とし、第七十一号から第七十四号までを削り、同条第七十号中「交通」を「、交通」に改め、同号を同条第百二号とし、同条中第六十九号を第百一号とし、第六十号から第六十八号までを三十二号ずつ繰り下げ、同条第五十九号中「第十条第三項第十二号」を「第十七条第三項第十五号」に改め、同号を同条第九十一号とし、同条第五十八号中「第十条第三項第十二号」を「第十七条第三項第十五号」に改め、同号を同条第九十号とし、同条第五十七号中「こと」の下に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」を加え、同号を同条第八十九号とし、同条中第五十六号を第八十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十八　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

第十六条中第五十五号を第八十六号とし、第四十八号から第五十四号までを三十一号ずつ繰り下げ、同条第四十七号中「通常行われる行為のため」を削り、同号を同条第七十八号とし、同条中第四十六号を第七十七号とし、第四十五号を第七十六号とし、第四十四号を第七十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

七十二　遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十七条第三項第十三号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。

七十三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

七十四　人の生命、身体及び財産に危害を加えるおそれ及び自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて次に掲げるもの

ア　警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ　野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

七十五　家畜を係留放牧すること（条例第十七条第三項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第十六条中第四十三号を第七十号とし、第四十二号を第六十九号とし、同条第四十一号中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、「鳥獣」を「動物」に改め、同号を同条第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八　奈良県希少野生動植物の保護に関する条例第十五条第一項の規定による知事の許可に係る動物であつて、同条例第九条第一項に規定する特定希少野生動植物に係るもの（同条例第四十七条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十六条中第四十号を第六十六号とし、同条第三十九号中「第十条第三項第八号」を「第十七条第三項第十号」に改め、同号を同条第五十八号とし、同号の次に次の七号を加える。

五十九　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

六十　奈良県希少野生動植物の保護に関する条例第十五条第一項の規定による知事の許可に係る植物であつて、同条例第九条第一項に規定する特定希少野生動植物に係るもの（同条例第四十七条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

六十一　農業を営むために条例第十七条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

六十二　森林の整備及び保全を図るために条例第十七条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

六十三　知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十七条第三項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

六十四　宅地内に木竹を植栽すること。

六十五　桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第十六条中第三十八号を第五十七号とし、第三十三号から第三十七号までを十九号ずつ繰り下げ、同条第三十二号中「もの。」を「もの」に改め、同号を同条第五十一号とし、同条中第三十一号を第五十号とし、第三十号を第四十九号とし、第二十九号を第四十八号とし、同条第二十八号中「提出し」を「掲出し」に改め、同号を同条第四十七号とし、同条中第二十七号を第四十六号とし、第二十二号から第二十六号までを十九号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の十八号を加える。

二十三　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定生物である木竹を伐採すること。

二十四　宅地の木竹を損傷すること（条例第十七条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。

二十五　自家用のために木竹を損傷すること。

二十六　生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十七　農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十八　漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十九　枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

三十　病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十一　災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十二　施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十三　電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。

三十五　奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第十五条第一項の規定による知事の許可に係る木竹であつて、同条例第九条第一項に規定する特定希少野生動植物に係るものを損傷すること。

三十六　環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十七　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

三十八　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

三十九　土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

四十　法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十六条中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

第十六条を第十五条とする。

第十七条第一項中「第十二条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十七条第二項各号」を「第十二条第二項各号」に改め、同条第三項中「第十二条第一項」を「第十九条第一項」に、「行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその附近の状況並びに行為の完了予定日」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　行為の目的

三　行為地及びその付近の状況

四　行為の完了予定日

第十七条を第十六条とする。

第十八条中「第十二条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条中「第十二条第七項第二号」を「第十九条第七項第二号」に改め、同条第一号中「第十六条第一号から第十五号まで、第二十三号から第三十号まで、第四十五号又は第四十六号」を「第十五条第一号から第十六号まで、第四十二号から第四十九号まで、第七十六号又は第七十七号」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条第一項中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に、「第十二条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十七条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第三項中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に、「第十二条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「第十四条第三項、第十五条第三項及び第十六条第四項」を「第二十一条第三項、第二十二条第三項及び第二十三条第四項」に改め、同条を第二十条とする。

第一号様式（その一）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第１号」を「第１７条第３項第１号」に改め、同様式（その二）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第２号」を「第１７条第３項第２号」に、

「

行為地及び付近の状況	林種及び樹種
	林令
	森林面積

を

「

林況	林種及び樹種
	林齢
	森林面積

に、「平均樹令」を「

	総蓄積（ａ）

」

	総蓄積（ａ）

」

平均樹齢」に改め、同様式（その十三）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第１３号」を「第１７条第３項第１６号」に改め、同様式（その十三）を同様式（その十六）とし、同様式（その十二）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第１２号」を「第１７条第３項第１５号」に改め、同様式（その十二）を同様式（その十五）とし、同様式（その十一）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第１１号」を「第１７条第３項第１４号」に、「特別　地域内」を「特別地域内」に改め、同様式（その十一）を同様式（その十四）とし、同様式（その十）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第１０号」を「第１７条第３項第１２号」に改め、同様式（その十）を同様式（その十二）とし、同様式（その十二）の次に次のように加える。

第１号様式（その１３）（第１２条関係）

特別地域内動物の放出（家畜の放牧）許可申請書

奈良県立自然公園条例第１７条第３項第１３号の規定により奈良県立　　自然公園の特別地域内における動物の放出（家畜の放牧）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

奈良県知事　殿

<table>
<tr><td colspan="2">目　　的</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">場　　所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行為地及びその付近の状況</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">施行方法</td><td>動物（家畜）の種類</td><td></td></tr>
<tr><td>放出（放牧）物の数量（頭数）</td><td></td></tr>
<tr><td>管理方法</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">予定日</td><td>着　　手</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>完　　了</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

（注）

１　申請文の「奈良県立　　自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

なお、不用の文字は抹消すること。

２　「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

３　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

４　「動物（家畜）の種類」欄には、放出（放牧）する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。

５　「管理方法」欄には、放出（放牧）する動物（家畜）が当該周辺の風致の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。

６　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

⑴　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

⑵　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

⑶　過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

第１号様式（その九）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第９号」を「第１７条第３項第１０号」に、

「

施行方法	採取（損傷）物の種類	
	採取（損傷）物の数量	
	採取（損傷）方法	

を

「

施行方法	採取（損傷）物の種類	
	採取（損傷）物の数量	
	採取（損傷）方法	
	関連行為の概要	

」

に改め、同様式（その九）の注中６

」

を７とし、５を６とし、４の次に次のように加える。

５　「関連行為の概要」欄には、採取した木竹以外の植物を再度植栽し、又は播種することを予定している場合に、その時期、場所等の詳細を記入すること。

第一号様式（その九）を同様式（その十）とし、同様式（その十）の次に次のように加える。

第１号様式（その１１）（第１２条関係）

特別地域内植物の植栽（播種）許可申請書

奈良県立自然公園条例第１７条第３項第１１号の規定により奈良県立　　自然公園の特別地域内における植物の植栽（播種）の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

奈良県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	植栽（播種）物の種類	
	植栽（播種）面積	
	植栽（播種）物の数量	
	植栽（播種）方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年　月　日
	完了	年　月　日
備考		

（注）

１　申請文の「奈良県立　　自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

なお、不用の文字は抹消すること。

２　「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

３　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

４　「植栽（播種）物の種類」欄には、植栽し、又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。

５　「管理方法」欄には、植栽し、又は播種する植物が当該周辺の風致の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。

６　「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽し、又は播種する場合に、採取した場所等の詳細を記入すること。

７　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

⑴　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

⑵　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

⑶　過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

第１号様式（その八）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第８号」を「第１７条第３項第９号」に改め、同様式（その八）を同様式（その九）とし、同様式（その七）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第７号」を「第１７条第３項第８号」に改め、同様式（その七）を同様式（その八）とし、同様式（その六）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第６号」を「第１７条第３項第７号」に改め、同様式（その六）を同様式（その七）とし、同様式（その五）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第５号」を「第１７条第３項第６号」に改め、同様式（その五）を同様式（その六）とし、同様式（その四）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第４号」を「第１７条第３項第５号」に改め、同様式（その四）を同様式（その五）とし、同様式（その三）中「第１３条関係」を「第１２条関係」に、「第１０条第３項第３号」を「第１７条第３項第４号」に、

「

着　　手	
完　　了	

」を

「

着　　手	年　　月
完　　了	年　　月

」

日
日

」に改め、同様式（その三）を同様式（その四）とし、同様式（その二）の次に次のように加える。

第１号様式（その３）（第１２条関係）

特別地域内木竹の損傷許可申請書

奈良県立自然公園条例第１７条第３項第３号の規定により奈良県立　　自然公園の特別地域内における木竹の損傷の許可を受けたく、次のとおり申請します。

年　　月　　日

申請者の住所及び氏名（記名押印又は署名）
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

奈良県知事　殿

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	損傷物の種類	
	損傷物の数量	
	損傷方法	
予定日	着手	年　　月　　日
	完了	年　　月　　日
備考		

（注）

１　申請文の「奈良県立　　自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。

なお、不用の文字は抹消すること。

２　「場所」欄には、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。

３　「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。

なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

４　「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。

５　「備考」欄には、次の事項を記入すること。

⑴　他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

⑵　土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

⑶　過去に奈良県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

⑷　申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

第二号様式（その二）中「第１５条関係」を「第１４条関係」に、「第１０条第５項」を「第１７条第３項」に、「特別地域が指定（拡張）された際、行為」を「特別地域内における行為が規制されることとなつた際、既に当該行為」に、「次のとおり」を「同条第５項の規定により次のとおり」に、

「３　鉱物の掘採又は土石の採取
４　水位又は水量の増減
５　広告物等の設置等
６　物の集積又は貯蔵
７　水面の埋立て又は干拓
８　土地の形状変更
９　高山植物等の採取又は損傷
１０　動物の捕獲、若しくは殺傷又は卵の
１１　色彩の変更
１２　指定区域内への立入
１３　車馬、動力線、航空機の使用、着陸

を

「３　木竹の損傷
４　鉱物の掘採又は土石の採取
５　水位又は水量の増減
６　広告物の設置等
７　物の集積又は貯蔵
８　水面の埋立て又は干拓
９　土地の形状変更
１０　高山植物等の採取又は損傷
１１　植物の植栽又は播種
１２　動物の捕獲、若しくは殺傷又は卵の採取、若しくは損採取、若しくは損傷
１３　動物の放出又は家畜の放牧
１４　色彩の変更
１５　指定区域内への立入
１６　車馬、動力船、航空機の使用、着陸
」

に改め、同様式（その１）の注３の表中十三の項を十六の項とし、十二の項を十五

傷

」

の項とし、十一の項を十四の項とし、十の項を十二の項とし、同項の次に次のように加える。

１３　動物の放出又は家畜の放牧	１　動物（家畜）の種類 ２　放出又は放牧物の数量（頭数） ３　管理方法（周辺の風致の維持に支障を及ぼさないための措置、家畜の放牧面積、放牧施設、放牧時期等）

第二号様式（その１）の注３の表九の項中「３　採取又は損傷方法（使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等）」を「３　採取又は損傷方法（使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等）　４　関連行為の概要（再度植栽し、又は播種すること場合にあつては、その時期、場所等の詳細）」

を予定している　に改め、同項を同表十の項とし、同項の次に次のように加える。

」

１１　植物の植栽又は播種	１　植栽（播種）面積 ２　植栽（播種）数量

	３　植栽（播種）方法 ４　管理方法（周辺の風致の維持に支障を及ぼさないための措置等） ５　関連行為の概要（特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽し、又は播種する場合にあつては、採取した場所等）

第二号様式（その一）の注３の表中八の項を九の項とし、三の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

３　木竹の損傷	１　損傷物の種類 ２　損傷物の数量 ３　損傷方法（使用器具の名称、損傷部分の別等）

第二号様式（その二）中「第１５条関係」を「第１４条関係」に、「第１０条第６項

「３　鉱物の掘採又は土石の採取
４　水位又は水量の増減
５　広告物等の設置等
６　物の集積又は貯蔵
７　水面の埋立て又は干拓
８　土地の形状変更
９　高山植物等の採取又は損傷
１０　動物の捕獲、若しくは殺傷又は卵の採取、若しく
１１　色彩の変更
１２　指定区域内への立入
１３　車馬、動力線、航空機の使用、着陸

」を「第１７条第６項」に、

「３　木竹の損傷
４　鉱物の掘採又は土石の採取
５　水位又は水量の増減
６　広告物の設置等

７　物の集積又は貯蔵
８　水面の埋立て又は干拓
９　土地の形状変更
１０　高山植物等の採取又は損傷
１１　植物の植栽又は播種
１２　動物の捕獲、若しくは殺傷又は卵の採取、若しくは損傷
１３　動物の放出又は家畜の放牧
１４　色彩の変更
１５　指定区域内への立入
１６　車馬、動力船、航空機の使用、着陸

を「［　　］に、は損傷」

行為の場所	

を「　　」

行為の場所	
行為地及びその付近の状況	

に「　　」に改め、同様式（その二）の注３の表中十三の項を十六の項とし、十二の項を十五の項とし、十一の項を十四の項とし、十の項を十二の項とし、同項の次に次のように加える。

１３　動物の放出又は家畜の放牧	１　動物（家畜）の種類 ２　放出又は放牧物の数量（頭数） ３　管理方法（周辺の風致の維持に支障を及ぼさないための措置、家畜の放牧面積、放牧施設、放牧時期等）

第二号様式（その二）の注３の表九の項中「３　採取又は損傷方法（使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等）」を「３　採取又は損傷方法（使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等）」を　４　関連行為の概要（再度植栽し、又は播種すること

場合にあつては、その時期、場所等の詳細）

）部分の別等）

を予定している　に改め、同項を同表十の項とし、同項の次に次のように加える。

」

１１　植物の植栽又は播種	１　植栽（播種）面積 ２　植栽（播種）数量 ３　植栽（播種）方法 ４　管理方法（周辺の風致の維持に支障を及ぼさないための措置等） ５　関連行為の概要（特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽し、又は播種する場合にあつては、採取した場所等）

第二号様式（その二）の注３の表中八の項を九の項とし、三の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

３　木竹の損傷	１　損傷物の種類 ２　損傷物の数量 ３　損傷方法（使用器具の名称、損傷部分の別等）

第二号様式（その三）中「第１５条関係」を「第１４条関係」に、「第１０条第７項」を「第１７条第７項」に、「伐採」を「植栽」に、「

行為の場所	

」を「

行為の場所	
行為地及びその付近の状況	

」

に改め、同様式（その三）の注

」

２中「伐採」を「植栽」に改める。

第三号様式中「第１７条関係」を「第１６条関係」に、「第１２条第１項」を「第１９条第１項」に、

「

行為の場所	

を

「

行為の場所	
行為地及びその付近の状況	

」

に改める。

」

第四号様式（その１）中「第２１条関係」を「第２０条関係」に改め、同様式（その１）の(表)中「第１４条第２項」を「第２１条第２項」に改め、同様式（その１）の(裏)中「報告の徴収」を「報告徴収」に、「第１４条　知事」を「第２１条　知事」に、「第１０条第３項の」を「第１７条第３項の」に、「第１２条第２項」を「第１９条第２項」に、「第１０条第３項、第１２条第２項」を「第１７条第３項、第１９条第２項」に、「第１０条第３項各号」を「第１７条第３項各号」に、「第１２条第１項各号」を「第

１９条第１項各号」に、「規定する」を「規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第一項及び第二項」を「第１項及び第２項」に、「第１８条」を「第２５条」に、「〜３」を「及び３」に、「三十万円」を「３０万円」に、「三」を「四」に、「四　第１４条第２項」を「五　第２１条第２項」に、「五〜七」を「六〜八」に改め、同様式（その二）中「第２１条関係」を「第２０条関係」に改め、同様式（その二）の(表)中「第１５条の規定による立入検査等を行う」を「第２２条第２項に規定する指示をすることができる」に改め、同様式（その二）の(裏)中「報告の徴収及び立入検査」を「利用のための規制」に、「第１５条　特別地域内」を「第２２条　特別地域内」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第１８条」を「第２５条」に、「〜３」を「及び３」に、「三十万円」を「３０万円」に、「四」を「五」に、「五」を「六」に、「第１５条第１項第１号」を「第２２条第１項第１号」に、「六」を「七」に、「第１５条第２項」を「第２２条第２項」に、「七」を「八」に改め、同様式（その三）中「第２１条関係」を「第２０条関係」に改め、同様式（その三）の(表)中「第１６条の規定による立入検査等」を「第２３条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等」に改め、同様式（その三）の(裏)中「（報告の徴収及び立入検査）
（実地調査）」を「（実地調査）」に、「第１６条　知事」を「第２３条　知事」に、「又は特別地域の指定に関して実地調査をする」を「、公園計画若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、実地調査のため」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に、「第１８条」を「第２５条」に、「〜３」を「及び３」に、「三十万円」を「３０万円」に、「六」を「七」に、「七　第１６条第５項」を「八　第２３条第５項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県立自然公園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により現に提出されている申請書等は、この規則による改正後の奈良県立自然公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の規則第三条第一項（改正前の規則第十一条において準用する場合を含む。）の申請書又は協議書に係る申請又は申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。

4　施行日前に改正前の規則第六条第一項（改正前の規則第十一条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

5　施行日前に改正前の規則第六条第一項の規定によりされた承認又は同意（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。）は、奈良県立自然公園条例の一部を改正する条例（平成二十二年三月奈良県条例第四十一号。以下「改正条例」という。）による改正後の奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号。以下「改正後の条例」という。）第八条第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。

6　施行日前に改正前の規則第七条（改正前の規則第十一条において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、改正後の条例第十一条の規定によりされた届出とみなす。

7　施行日前に改正前の規則第八条第一項（改正前の規則第十一条において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令又は他の条例の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がなされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

8　施行日前に改正条例による改正前の奈良県立自然公園条例（以下「改正前の条例」という。）第七条第三項の認可を受けた者（この規則の施行後に附則第三項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）についての改正後の条例第十二条第三項の規定の適用については、改正前の規則第九条の規定により付された条件（この規則の施行後に附則第三項、第四項又は第七項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、改正後の条例第八条第十項の規定により付された条件とみなす。

9　施行日前に発生した事項につき改正前の規則第十条第一項（改正前の規則第十一条

において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

10　改正後の規則第十二条の規定は、施行日以後にされる改正後の条例第十七条第三項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた改正前の条例第十条第三項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

11　この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている証明書で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部改正）

12　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則（昭和四十三年三月奈良県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第十七条に」を「第十二条に」に改める。